



《会計・税務の知識》 役員給与について学ぼう②

はじめに

法人税法では、法人が役員に支給した給与のうち、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与については、支給事業年度の損金算入が認められています。今回は、第2弾として「事前確定届出給与」について説明いたします。

1. 事前確定届出給与とは

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めをし、かつ、その定めの内容を所轄税務署長に届出をして支給する給与を言います（法法 34①二）。

平成 18 年度税制改正前では、役員に対する特定月の増額給与は「役員賞与」に該当し、全額損金不算入とされていました。しかし、平成 18 年度税制改正により、所定の事項を事前に定め、かつ、それを所轄税務署長に届け出ることによって損金算入が認められるようになりました。

ただし、非同族会社の非常勤役員はこの届出を提出しなくても損金算入を認める特例が設けられています。

2. 事前確定届出給与に関する届出書の手続き

事前確定届出給与制度を利用するためには、毎年「事前確定届出給与に関する届出書」を所轄税務署長に提出しなければなりません。この届出書を提出の際には以下にご留意下さい。

(1) 所定の時期に確定額を支給する旨の定め

株主総会等の決議によって、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をその届出給与に係る当該役員が職務の執行を開始するまでに決定しておくことが必要となります、具体的な内容は、

- ① 事前確定届出給与対象者（支給対象者）
- ② 支給日
- ③ 支給金額

が必要となります。「役員が職務の執行を開始する日まで」に決定することとなっていますが、この場合の職務執行を開始する日とは、例えば、定時株主総会において役員に選任されその日に就任した者や、定時株主総会の開催日に現に役員となっている者にあつては、当該定時株主総会の開催日となります。

法人税法では、役員の職務執行開始日は定時株主総会日と規定し、役員の職務執行機関は定時株主総会の間を挟む 1 年間という事になります。

(2) 届出の提出期限

「事前確定届出給与に関する届出書」は、株主総会等で「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」を決議した日から 1 月を経過する日と事業年度開始日から 4 月（保険会社は 5 月）経過する日とのいずれか早い日までに提出しなければならぬと規定されています。要するに、株主総会から 1 月以内が提出期限となります。

〈事前確定届出給与の流れ〉

株主総会等で①支給対象者、②支給時期、③支給金額を定める。



「事前確定届出給与に関する届出書」を所轄税務署長に提出する。



役員として、職務執行を開始する。



「事前確定届出給与に関する届出書」に基づいて給与を支給する。

おわりに

平成 28 年税制改正大綱では、譲渡制限付株式による給与について、事前確定届出を不要とする項目が含まれています。その他利益連動給与の算定指標の範囲に ROE 等の指標を含める等、企業経営者の適切なインセンティブ導入促進を後押しする方向の改正がなされる予定です。

なお、「事前確定届出給与に関する届出書」を提出したにも関わらず、その支給額が届出書と違う場合や、支給時期が違う場合などは損金として認められませんのでご注意ください。

(担当：中村)